

1. 民営化する場合の目的・理念

【答申】

本市における都市ガス事業が将来にわたり健全に継続されることを基本に、民営化が顧客に不利益を及ぼさず、民営化が松江市民および松江市全体にメリットを生み出すものであること。

①ガス事業の継続性と民営化

民営化後も安定的かつ継続的な経営がなされることが必須要件であり、場合によっては、民営化後も公租公課の減免措置や一部出資などを含め、松江市行政の関わりを保つことが必要となることも考えられる。

②民営化にあたっての留意点

- (1) 民営化により既存の顧客が不利益を被ってはならない。
- (2) 民営化後も公益性に対する信頼性、地域独占性に対する透明性を保持させることが必要である。
- (3) 民営化が地域経済に貢献するものでなければならない。

(平成 18 年 松江市ガス事業経営検討委員会 答申書より一部抜粋)

【事務局検証】

答申後 13 年の経過中、「改正ガス事業法」による小売全面自由化を含むガスシステム改革等ガス事業を取り巻く環境の変化が加速し、「民営化する場合の目的・理念」は一層強くなったと考える。

【委員意見】

○ 平成 18 年委員会の背景について

- ・ 13 年前の委員会の背景は、地方財政健全化法の成立が議論されている時期で、一般会計と特別会計を含めた地方自治体の財政が、健全に機能しているかどうかをチェックしようとしていた時期です。その時に大きな問題になったのが全国各自治体の公営企業であり、公営企業の民営化という動きが急速に拡大しました。この公営企業改革について、松江市の場合は都市ガスの利用者と使っていない住民の両者にとってプラスとなる方向性は何かということが課題で、都市ガスを使っていない住民にとって、松江市ガス局が抱える 75 億円の負債を将来どう返すかが財政負担として大きな課題でした。この課題に対し、松江市民にとって一番メリットがある方向として、民間譲渡、それも完全譲渡が、一番負担が少ないであろうということをまず主張したわけです。(第 1 回・飯野会長)

○ 事業環境が変化する中での安定的なガス事業の継続について

- ・ 平成 18 年の答申を読み返した時、「1. 民営化する場合の目的・理念」に関して、民営化の目的として前回の委員の方々が提示しようとしたのは、「都市ガス事業が将来にわたって健全に継続されること」だと思います。そうすると、都市ガス事業を継続することが何故必要なのかを我々も再

度理解する必要があるように思いますが、多様化するエネルギーの中で、天然ガスの優位性を理解しきれていない部分があります。(第2回・錦織委員)

➤ 都市ガスを利用した発電等、様々なエネルギーの発生方法が可能であり、そうした手法を取り込むことで環境負荷も縮減できるところに優位性があると思っています。また、災害により電気が遮断された時も都市ガスを利用できる等、エネルギーを分散することによる利点もあると思います。(事務局)

➤ 天然ガスの埋蔵量は石油に比べ長期的な確保の見通しがあると考えてよろしいでしょうか。(第2回・錦織委員)

➤ ご認識の通りです。(事務局)

・ 10年前の答申時と大幅にガス事業の事情が変わっております。公営から民間になると、提供できるメニューの幅が出ます。料金メニューの工夫やポイントカード等、様々な付加価値がなければ、エネルギー間の競争の中で生き残っていけない時代に入っているように思います。(第2回・奥田委員)

・ 人口減少が進む中で、顧客が減少し、事業が個別に成り立つということが段々難しくなっています。その中で、他事業との連携や合併等、色々なやり方で雇用や地域経済を維持するということが恐らく必要になってくるだろうと思います。このことは、ガス事業にも当てはまり、LPガスも、都市ガスも、維持にコストが掛かる一方、収入は少なくなっています。将来想定されるこのような状況に、どれだけ適応能力がある形態に変化出来るかが重要になると考えています。(第2回・飯野会長)

・ 借入金、負債が大幅に縮減された一方で、普及率が10%近く減少していること、売上が20億円から16億円と25%減少している事実を客観的に捉えると、警鐘を鳴らさなくてはならないような環境にあると感じており、今回の委員会が設置された経緯を改めて理解、認識をしたところです。(第2回・田村委員)

・ 10年後に1億円の収益が上がる状況が本当に厳しいといえるのでしょうか。(第2回・木下委員)

➤ 特に都市ガスは設備計画によって収支が大きく変わるため将来が大事となります。配管を換えるような場合には大きな費用が掛かり、そのためにそれまでの黒字がないと配管を換えることはできません。つまり、黒字だから良いということではなく、10年後まで見通した場合にこの黒字の程度では厳しい、ということではないかと思います。(第2回・錦織委員)

➤ この問題は水道も全く一緒に、社会資本整備審議会等でも議論されるように、将来的な負担がはっきりしている中で、今想定される収支状況ではそれが賄えない可能性があるため、黒字だから良いということではなく、この程度の黒字では厳しいということなのかと思います。(第2回・飯野会長)

➤ 今回策定した中期財政見通しは、公営企業としての営業活動(付加サービス)や、多角化、事業展開の制約、他エネルギーとの競争など主観的要素は見込まず現行制度が10年後も変わらず続くとの見通しのもと策定しているものです。(事務局)

- ・ 人口減少等、環境が厳しさを増すことが見込まれる中で、民営・公営に依らず、ガス事業を守っていくためにどうすべきかを考えると、柔軟な対応が求められているように思います。そういう意味で、自律的な活動の継続のためには、民間の知恵を借りながら創意工夫をし、効率的に事業をやっていくこと、ガス以外の事業も組み合わせながら、ガス事業本体を守っていくことが、将来的に大事になるのではないかと思います。(第2回・飯野会長)

○ 公営企業の限界について

- ・ 前回(平成18年)の答申も読みましたが、なぜ民営化というのがいま一つ掴めず、公営企業の限界というのは、公営企業としての営業活動の制限によるものという理解で良いのでしょうか。整理してポイントを教えてもらえますか。(第1回・錦織委員)
 - 突き詰めると、公営企業としての営業活動に制限があるということが、民営化の議論となっていると思います。もし公営のまま自由な事業展開ができるならば、もしかすると民営化しなくてもいいという議論があったかもしれません。エネルギー分野の自由化が進み、競争が激しくなり、その結果として安い料金体系になり、社会全体としては利益を得ていることとなります。事業利益が減る中で、公営であり続けることに限界が来ているのではないのでしょうか。(第1回・飯野会長)
- ・ 公営と民営のメリット・デメリットの比較を資料として出していきたいと思います。(第1回・木下委員)
 - 民間企業は利潤・利益を追求することが目的で、公営企業は公共の福祉の増進と言う事になります。公営企業は受益者負担の原則が求められ、提供されるサービスが限定的となりますが民間企業はその限りではないと言う違いがあります。料金設定について、公営企業は議会の承認が必要になり、一方、民間企業では自身で決められるため機動的な料金設定が出来ることともに外的要因への変化への対応やガス以外のサービスとの組み合わせを含めた柔軟な料金設定が可能です。柔軟性について、公営企業は地方公営企業法を含め法律の制約を受けるため提供できるサービスの範囲が限定的である一方、民間企業はそこまでの制約は受けないことから他のサービスとのセット販売など複合的なサービスの提供が可能です。最も重要である保安については、法令による基準・検査制度等があり、公民問わず適切に保安監督されるものであり、更に民間企業の中には法令による基準よりもさらに厳しい保安基準を課しているところもあります。(事務局)
- ・ 負債を減らすために経営改善を行う場合、人件費が対象として一番に挙がってきます。本当は市民サービスのためにたくさんの方の配置が必要な中、負債を70億円から24億円まで減らしてきたものの、経営改善を図ることに限界があることを感じ、また、震災以降、電気、水道、ガス、などの分野で民間の方と行政の方の連携がどんどん進んでいる背景等があって、今回の委員会が開催されたと考えています。(第1回・伊藤委員)

○ ガス料金について

- ・ 料金、サービスでいうと、公営から民間に移って、実際に料金が本当に安くなっているという実態調査はあるのですか。(第1回・木下委員)
 - ガス事業というのは公益事業であり、認可制ですので、自由な価格設定ではないです。もし譲渡をしたから価格が上がったとすると、利用者は納得できないだろうし、そこ(価格設定)の管理はしっかりできると思います。(第1回・奥田委員)
 - 2017年からガスの自由化がされ、基本的にはガス料金やその他の料金を下げるため、競争を促して自由化を促進していきましょうということを進めておりますので、局長がおっしゃられるように(料金が)下がることはあっても上がることは考えられません。(第1回・田原委員)

○ 地域経済の活性化について

- ・ 鳥取県では、PPPとかPFIが最近非常に盛んになっている中で、地元企業に担っていただきたいという思いを、1つの指針として県内企業への配慮方針を定め、積極的に地元企業の参画を応援するような形です。留意事項として、地域経済に貢献するものでなければならぬと、いったような枠組みを今後どのように示していくのか、議論が必要になってくると思っています。(第1回・田村委員)
- ・ 平成18年の答申にも書いてありますが、都会の大手ではなく、地元の企業を前提に、経済がきちんと回るように民営化の話が進むといいと思っています。(第1回・伊藤委員)
- ・ 民営化がもちろん地域経済に役立つことを願う一方、だからといって地元を優先するというのはいかなるものかと思っています。広い範囲で入札を受け、それに負けないように地元業者が提案することが大事だと思います。(第1回・錦織委員)
 - 地元が有利になるような入札はできないと思います。(第1回・奥田委員)
 - 本委員会を松江市が設けた理由に、地域社会の持続可能性に対してどういう貢献ができるか、どのようなガス事業のあり方を提案できるかを検討することがあると思います。入札する事業者がどれだけ考えた提案をしてくれるかで、違ってくるように思います。地域の企業でなくてはならないというのは、入札条件に付すことは難しいが、そういったところはきちんと考える必要があると思います。(第1回・飯野会長)
- ・ 保安面も含めて、安心・安全・長期安定的にガスを届けることが松江地域におけるガス事業の持続可能性の第一前提になると思います。継続のためには地域経済が循環する必要があり、有事の際にも機動的に、緊急的に駆けることも踏まえると、他地域の事例でもあるように地元企業への配慮は何かしかの形で必要なのではないかと思います。地元の企業であればこそ、地元で大きくなって成長してきた誇りですとか、地元で育てていただいたという感謝の気持ちといったようなものを責任に変えて携わっていただけるのではないかと私も感じております。(第2回・田村委員)

- ・ エネルギーの地産地消、地方でのエネルギーの自給圏構想が、これから先の地域経済にとって地域を下支えする大きなチャンスになるだろうと言われているため、松江市においてエネルギーの地産地消や地方でのエネルギーの自給圏構想を確かなものにしていくという考えがとても大切かと思えます。(第2回・飯野会長)
- ・ 地域経済活性化に関して、ガス事業をどのように利用するかが読み取れないところがあります。例えば雇用の創出であれば、公的な職員から民の職員に変わるだけで、人数が増えるわけではないように思います。どこか他地域から仕事を取り、パイを拡大していかないといけないように思います。(第2回・木下委員)
- ・ エネルギー産業は、基本的には外からエネルギーを持ってくるために、地域の購買力が外に流れていくという側面が大きい松江市は、玉湯町での地熱発電により地域の中に多様なエネルギー源を見出すということができ、少なくともそれによって外へ流れていく購買力を押しとどめることができるように思います。エネルギー源を地域で新たにつくり出していくことができれば、そこで新たな雇用が生まれるということもあります。例えば、雲南市が取り組む木質バイオマス発電等、地域資源を使ったエネルギーの供給を始めると、森林の管理もでき、新たな雇用が生まれます。地域内循環をつくり出すベースになるのはエネルギーです。そういう方向に、松江市としても大きくかじを切ろうとしている中で、地域経済の将来にとってはすごく明るい展望だと思っています。(第2回・飯野会長)

○ 技術の継承・人手不足について

- ・ 松江市ガス局の職員30名のうち、21名は15年以上働いているのが事実です。また、ガス事業の国家資格を持っているのが24名以上いるという状況です。私のように事務職は3年～5年で異動するのが一般的ですが、松江市ガス局職員は、ガス事業の職人、プロとしてしっかりとした技術を持っています。(第2回・木下委員)
- ガス事業を行う上で保安の確保は大前提です。各種法律や規制によりガス事業の保安事項が定められており、公共と民間に違いはありません。さらに保安技術者の確保や関連事業者との連携により保安の確保を図っていくことが出来ます。(事務局)

■委員意見を踏まえた検証の整理（案）

- ① ガス事業の在り方検討の主要な視点は、「事業環境が変化する中で、安定的なガス事業の継続の可否」と考える。
- ② 自由化等によって他エネルギーも含めた競争が激化する中で、公営企業のみでは支出の削減、収入の増加の双方において限界があるものとする。具体的には、民間事業者による他サービスとの組み合わせ等、柔軟な対応が可能となる体制への変化が必要になる。
- ③ これまで市はインフラの整備を担い、経営改善によって負債を償還してきたが、都市ガスの普及率の低下や競争激化の中で、実質的に事業規模が縮小し、都市ガスを利用していない市民にとって、ガス事業を継続するにあたり負担を検討する必要があるものとする。
- ④ 民営化にあたっての留意点として、地域経済の活性化が挙げられた。エネルギーは地域内循環をつくり出すベースになるという考え方や、保安面や緊急時対応、市民の心理的な安心を確保する観点からも、譲渡先となる事業者に対しては地元事業者との連携が求められる。
- ⑤ ガス事業を行う上で保安の確保は大前提であり、公民の差異は無く保安技術者の確保や関連事業者との連携により保安の確保を図っていくことが重要と考える。

◀補足資料▶

②第1回委員会資料より

松江市内LPガス事業者の提供事業、サービス例

全国の新取組事例



| | |
|-----------|---|
| A社 | リフォーム事業 太陽光発電設備設置 余剰電力独自買取制度 独自ポイント事業 |
| B社 | リフォーム事業 ミネラルウォーター宅配事業 中国電力とのポイント連携 |
| C社 | リフォーム事業 ハウスクリーニング事業 |
| D社 | リフォーム事業 高齢者見守りサービス事業 緊急駆けつけサービス事業 |

赤色 リフォーム事業

青色 発電関連サービス

緑色 安心安全サービス

黒色 その他サービス

【松江市ガス局調べ】

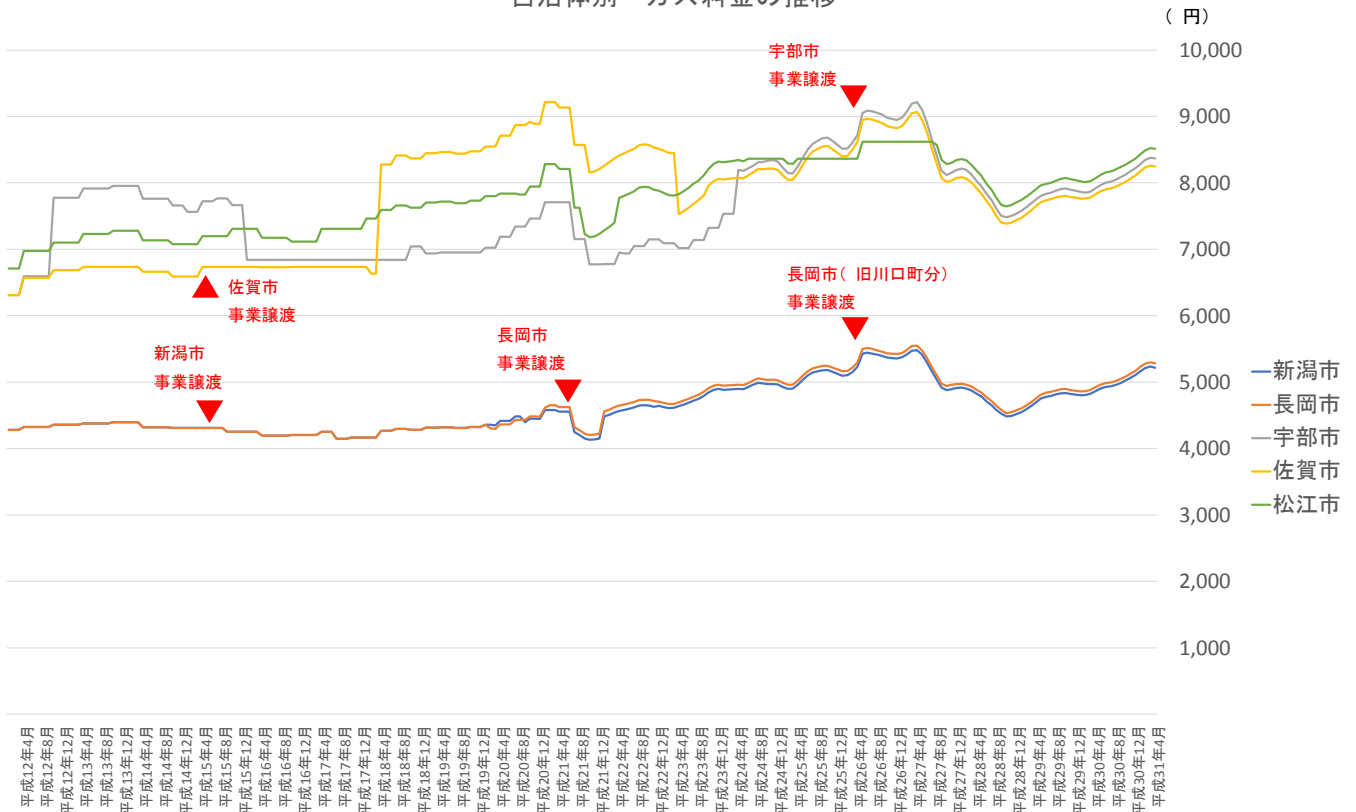
【資源エネルギー庁資料より】

②第2回委員会資料より

| | | 項目① | 項目② | 譲渡年 |
|----|-------------|--|--|------------------------------|
| 1 | 三重県 桑名市 | ・料金は、当面、現行の料金を維持(5年程度の据置) | ・クレジット支払の開始 ・自由化後セット割引や料金メニューの増 | 平成20年4月1日 東邦ガス |
| 2 | 福岡県 久留米市 | ・平成27年10月、平均0.58%料金引き下げ実施 | ・平成30年10月からクレジット支払開始 ・西部ガスの電気メニュー提供 | 平成21年4月1日 久留米ガス |
| 3 | 新潟県 長岡市 | ・料金は、譲渡後1年間は維持 ・譲渡後3年間は、譲渡前の供給条件と同程度、もしくはそれ以上良い条件で行うこと。 | ・クレジット支払の開始 ・電気等とのセット割引の開始 | 平成21年10月1日 北陸ガス |
| 4 | 群馬県 藤岡市・高崎市 | ・平成26年2月、小口料金平均0.7%引き下げ実施 | ・東京ガス側のサービスメニューに統一(クレジット支払、セット割引等多数メニュー有) | 平成23年4月1日 東京ガス |
| 5 | 京都府 福知山市 | ・料金は、当面、現行の料金を維持 ・道路占用料は、当面、免除(5年程度) ・地元工事店の継続使用は、努力事項 | ・クレジット支払の開始 ・料金メニューが増(譲渡後、新メニューにより大口を新規で契約) ・電気等とのセット割引の開始 | 平成25年4月1日 伊丹産業 |
| 6 | 山口県 宇部市 | ・平成29年6月他地区と同様の新料金メニュー提供 ・令和元年6月現在、旧料金メニューも維持 | ・クレジット支払有 ・宅配サービスとのセット割引有 | 平成26年4月1日 山口合同ガス |
| 7 | 群馬県 富岡市 | ・料金は、当面、現行の料金を維持 ・できる限り地元の工事店を引き続き使うこと。 | ・クレジット支払の開始 ・電気等とのセット割引の開始 ・かけつけサービスなど附帯事業の取扱い | 平成29年4月1日 堀川産業 |
| 8 | 新潟県 柏崎市 | ・料金は、譲渡後3年間は維持 | ・クレジット支払の開始 ・料金メニューが増 ・セット割引は、今後導入予定 | 平成30年4月1日 北陸ガス |
| 9 | 群馬県 下仁田町 | ・料金は、譲渡後3年間は維持 ・できる限り地元の工事店を引き続き使うこと。 | ・クレジット支払の開始 ・平成31年譲渡のため、現在はガス料金のみ(将来、電気等のセット割引の開始などを予定) | 平成31年4月1日 東海ガス |
| 10 | 滋賀県 大津市 | ・料金は条例で現行料金を上限に規定 ・提案では一般料金一律1%、選択約款最大5%の引き下げ | ・電気とのセット割引の実施 ・大阪ガス電気メニュー(一部)の提供 ・機器トラブルへの初期対応サービスの実施 | 平成31年4月1日 びわ湖ブルーエナジー |
| 11 | 福井県 福井市 | ・10年間の料金水準維持 ・割安な料金メニューの導入 | ・クレジット支払導入 ・ポイントサービス導入 ・暖房機器無償貸与 | 令和2年4月1日 関西電力を代表とする企業グループ |

【松江市ガス局調べ】

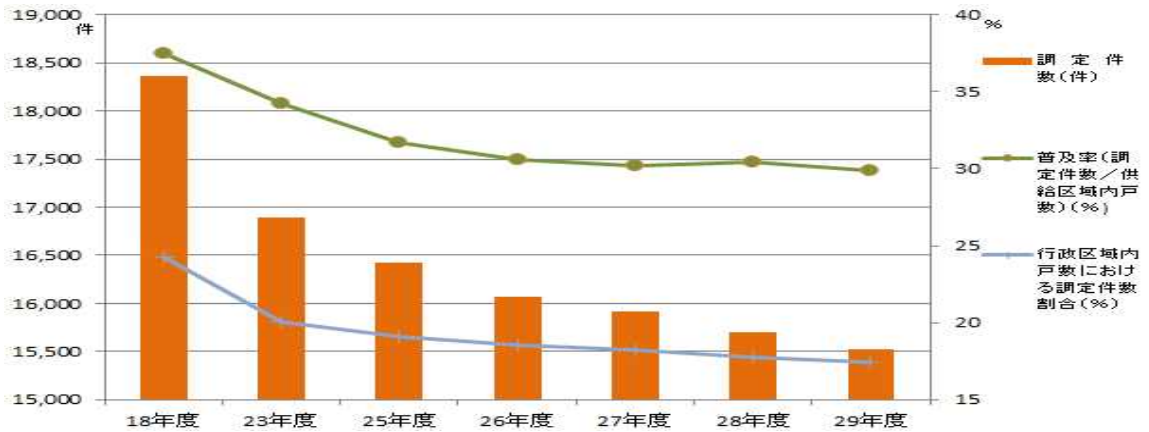
自治体別 ガス料金の推移



【総務省「小売物価統計調査(ガス代)」を基に作成】

③第1回委員会資料より

調定件数、普及率等の推移

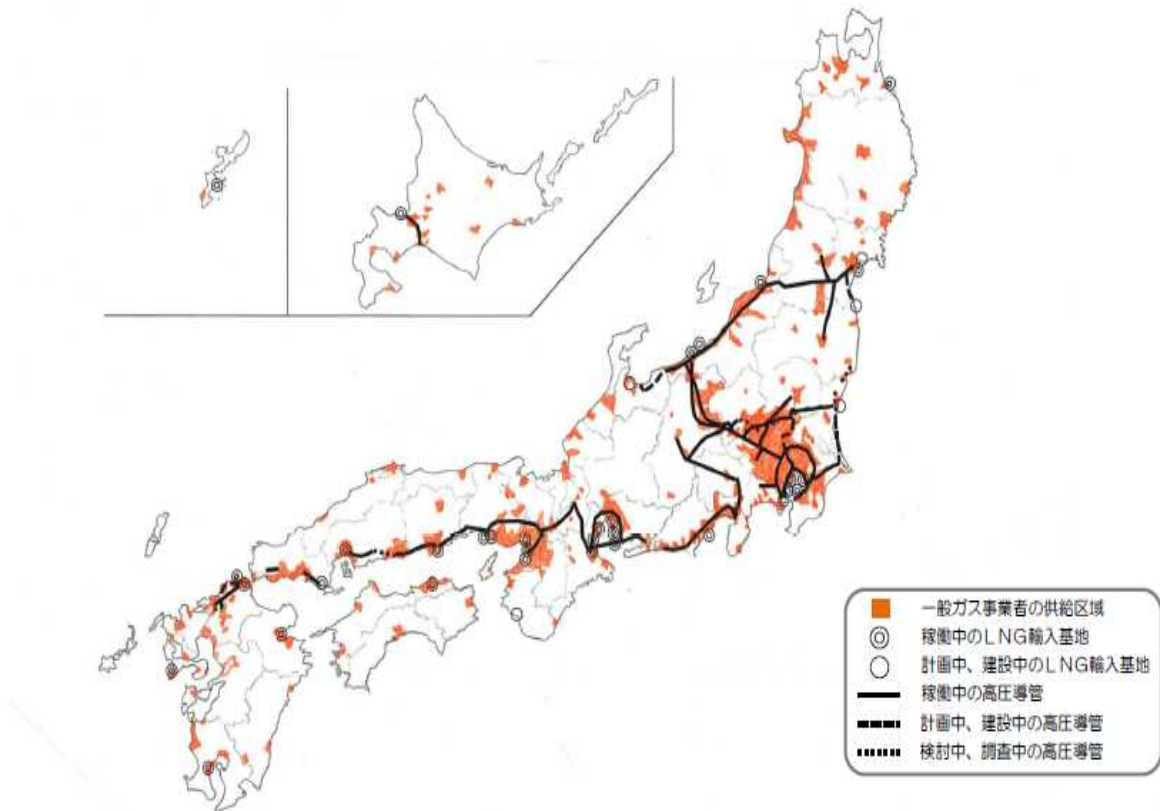


| | 18年度 | 23年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 調定件数(件) | 18,368 | 16,892 | 16,428 | 16,074 | 15,913 | 15,695 | 15,521 |
| 普及率(調定件数/供給区域内戸数)(%) | 37.5 | 34.2 | 31.7 | 30.6 | 30.2 | 30.4 | 29.9 |
| 行政区域内戸数における調定件数割合(%) | 24.2 | 20.1 | 19.1 | 18.5 | 18.2 | 17.8 | 17.4 |
| <調定件数 内訳> | | | | | | | |
| 都市ガス | 15,452 | 14,196 | 13,771 | 13,470 | 13,344 | 13,160 | 13,066 |
| 液化石油ガス | 1,454 | 1,305 | 1,294 | 1,271 | 1,266 | 1,244 | 1,203 |
| 簡易ガス | 1,462 | 1,391 | 1,363 | 1,333 | 1,303 | 1,291 | 1,252 |

※調定件数 ガス料金の請求の件数

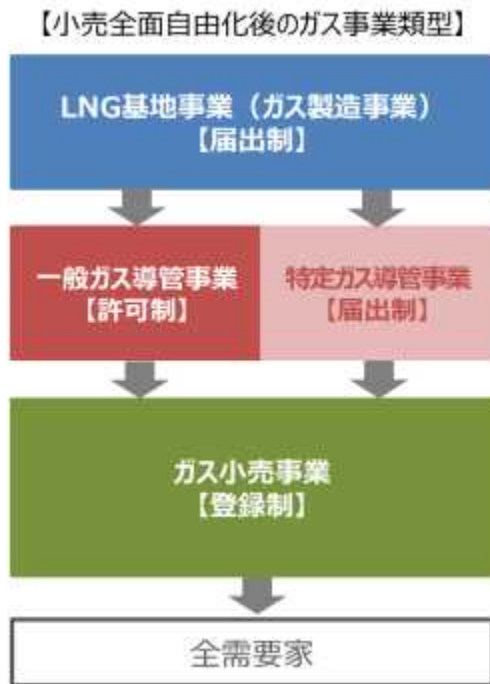
【松江市ガス局調べ】

我が国の都市ガス導管網の整備状況



【資源エネルギー庁資料より】

④⑤第1回委員会資料より



電力ガス取引監視等委員会資料より

2. 民営化する場合の手法

【答申】

本市ガス事業の民営化方式は、施設及び営業権を民間事業者へ売却する、事業譲渡方式の採用が望ましい。

①譲渡方式について

公営ガス事業の民営化先例をみると、全ての事業者において事業譲渡方式が採用されており、本市においても敢えて新方式を採用するのではなく、先例を参考とできる事業譲渡方式の採用が現実的と考える。

②地域特性を考慮した譲渡方式

- (1) どのような経過であれ、最終的には完全譲渡とすべきである。
- (2) 民営化行為を契機とした地元経済活性化への貢献に資するような譲渡方式とすべきである。
- (3) 保安なくしてガス事業なし。

(平成 18 年 松江市ガス事業経営検討委員会 答申書より一部抜粋)

【事務局検証】

施設及び営業権を民間事業者へ売却する事業譲渡方式が望ましい。

【委員意見】

- ・ コンセッション方式の場合は公的な関与が残り、事業譲渡は公的な関与が損なわれるという見方もできるように思います。大津市の判断は、ガス事業のように生活の根幹にあるインフラは（もちろん民間がたくさんもうやり始めているので大丈夫だという安心感はあるものの）市民感情として「本当に民間に任せて大丈夫？」という前提があるように思います。（第1回・上定委員）
- ・ ガス事業に関与する人たちは、たとえ民営であろうと、ガス事業をやっている限りは、地域になくってはならないエネルギーを供給している、地域貢献しているという矜持を持って事業に取り組んでおりますので、利益の追求だけではないことをご理解いただければと思います。（第2回・崎本委員）
- ・ 完全譲渡方式が望ましいと載っておりますが、私の解釈では、完全譲渡ができない場合の次の選択肢としてコンセッション方式があるという位置づけとっておりますので、完全譲渡で手を挙げる人がいれば、当然それが最優先で検討されるべきであると思っております。（第2回・錦織委員）

■委員意見を踏まえた検証の整理（案）

- ① 事業譲渡方式/コンセッション方式、いずれの場合も対応が可能であることを確認した。
- ② 重要な視点は、「市民の理解」及び「民間事業者の意欲」と考える。前者については、安心・安全の確保は公営・民営の差はないものと考えられる一方、市民への丁寧な説明が必要であることは留意すべきである。後者に関して、今後、具体化する場合には事業者との対話に留意する必要がある。
- ③ 事業譲渡方式の採用をベースに、松江市がすすめるまちづくりとの連携を検討することも必要だと考える。

＜補足資料＞

①第1回委員会資料より

・ 公営ガス事業者一覧（平成20年4月1日以降の事例）

| 都道府県名 | 団体名 | 備考 | 都道府県名 | 団体名 | 備考 |
|-------|---------|-------------|-------|----------|-------------|
| 北海道 | 長万部町 | | - | 長岡市 | H26 民営化(譲渡) |
| | 豊富町 | | - | 柏崎市 | H30 民営化(譲渡) |
| 宮城県 | 仙台市 | 民営化検討中 | 15 | 小千谷市 | |
| | 気仙沼市 | | 16 | 見附市 | R2 民営化(譲渡) |
| 秋田県 | 男鹿市 | | 17 | 糸魚川市 | |
| | 由利本荘市 | | 18 | 妙高市 | 在り方検討中 |
| | にかほ市 | R2 民営化(譲渡) | 19 | 上越市 | |
| 山形県 | 庄内町 | | 20 | 魚沼市 | |
| 群馬県 | 富岡市 | H29 民営化(譲渡) | 21 | 石川県 金沢市 | 在り方検討中 |
| | 下仁田町 | H31 民営化(譲渡) | 22 | 福井県 福井市 | R2 民営化(譲渡) |
| | 藤岡市・高崎市 | H23 民営化(譲渡) | - | 京都府 福知山市 | H25 民営化(譲渡) |
| 千葉県 | 東金市 | | - | 滋賀県 大津市 | H31 民営化(コレ) |
| | 習志野市 | | - | 三重県 桑名市 | H20 民営化(譲渡) |
| | 大網白浜市 | | 23 | 島根県 松江市 | |
| | 九十九里町 | | - | 山口県 宇部市 | H26 民営化(譲渡) |
| | 白子町 | | - | 福岡県 久留米市 | H21 民営化(譲渡) |
| | 長南町 | | | | |

【松江市ガス局調べ】

- ・ 平成31年度までに民営化
- ・ 令和2年度までに民営化
- ・ 民営化・あり方検討中

第2回委員会資料より

事業譲渡方式の比較

| | 事業譲渡 | コンセッション | 公営 |
|----------|--|---|--|
| 料金設定 | <ul style="list-style-type: none"> 事業譲渡後数年間は現行と同水準の料金を民間企業に求めることが可能 機動的な料金の設定が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 条例により料金の上限の設定が可能 機動的な料金設定が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 公租公課が課せられない 料金の改定には議会の議決が必要なため、料改定に時間を要する |
| 営業施策 | <ul style="list-style-type: none"> セット販売等、民間企業のノウハウを活かした営業が可能 | <ul style="list-style-type: none"> セット販売等、民間企業のノウハウを活かした営業が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 他サービスとのセット販売等の営業は、地方公営企業法等の制約を受けるため限定的 |
| 公物管理権 | <ul style="list-style-type: none"> 市に残らない | <ul style="list-style-type: none"> 市に残る | - |
| 経営への市の関与 | <ul style="list-style-type: none"> 市の事業自体への関与はなくなる | <ul style="list-style-type: none"> 出資や役員の派遣等が可能 | - |
| 事業譲渡時の条件 | <ul style="list-style-type: none"> 譲渡時の条件で事業範囲等を設定することは可能 事業期間は無期限 | <ul style="list-style-type: none"> 事業範囲、事業期間、市の関与等について設定することが可能 | - |
| 設備投資 | <ul style="list-style-type: none"> 民間企業により実施 | <ul style="list-style-type: none"> 日常的な修繕のみ民間企業の負担 | - |

※1：公共施設等運営権制度とは、平成28年のPFI法改正により創設された制度である。公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金を徴収するものに限る。）について、運営等を行い、利用料金を自らの収入として收受する権利を民間事業者に設定する制度である（PFI法第2条第6項及び第7項）。

3. 民営化する場合の時期と財務のあり方

【答申】

本市ガス事業の民営化時期は、事業価値が企業債残高に資産価値を加えた額を上回る時期が望ましい。

なお、事業価値の多寡が事業譲渡条件を大きく左右することから、当面は経営改善に邁進し、事業価値を高める努力をされたい。

①民営化の時期について

②財務のあり方について

(平成 18 年 松江市ガス事業経営検討委員会 答申書より一部抜粋)

【事務局検証】

経営改善が図られたことにより企業債残高の縮減と事業価値の向上が実現し、民営化の時期をむかえている。

【委員意見】

- ・ 事務局から説明がありましたとおり、再度民営化に向けて、しっかり考えるべき時期が来たと認識しています。(第 2 回・錦織委員)
- ・ M&A における、企業価値の算出法としてディスカウントキャッシュフロー法や類似団体比較法はきわめて一般的なやり方で、公募するにあたって企業価値の値付けを入札価格と比較するのに広く採用される算出方法だと思います。(第 2 回・上定委員)
- ・ 落札価格が高ければ、当然後から料金の値上げ等の形で回収することが考えられます。ヨーロッパで水道料金が値上がりしている等、そういったことが大きな理由になっています。適正な価格で譲渡することが市民にとって非常に大事になると思います。(第 1 回・飯野会長)
- ・ 地域経済の活性化をやり遂げてほしいと思います。譲渡価格が高ければ良いということではなく、それにより地域経済の減退につながることは、市民にとって損失になってしまいます。(第 1 回・奥田委員)

■委員意見を踏まえた検証の整理 (案)

- ① 事務局案通り、ガス事業の民営化の実現を検討する時期に至った。
- ② 譲渡価格が負債を上回ることはいくまでも必要条件である。そのうえで、これまで議論されたように事業譲渡が地域経済の活性化等に資するものでなくてはならない。